

新庄国道出張所通信

令和7年6月6日

自動車専用道路を利用するみなさん 危険な行為はやめましょう!

事故や故障等、危険を防止するためやむを得ない場合以外、自動車専用道路の路肩に車を停める行為は道路交通法により「**駐停車違反**」になります。

特に見うけられる行為として、春先には路肩に車を停めて法面で山菜を採る、冬期間ではタイヤにチェーンをまく、また車を停車させ携帯電話で通話している、などがあります。これらの行為は大きな事故に繋がりがねない大変危険な行為となります。



走行の妨げとなるような
危険な行為はやめましょう!



新庄国道維持出張所管内の 工事による交通規制にご協力ください。

片側交互通行

国道47号の新庄市本合海地内の本合海高架橋において、橋梁の寿命を延ばし、安全性を確保するための橋梁補修工事を行っております。終日片側交互通行となりますので、通行される際は交通規制で停車している車への追突に十分気を付けていただきますようお願いいたします。

▼ 令和7年5月22日(木) 本合海高架橋の様子 ▼



打音検査
コンクリートの健全性を確認する方法のひとつで、コンクリートの表面を専用の点検ハンマーで打撃し、発生する音の違いから健全性を判断します。

※高い音は健全、低く鈍ったような音は劣化していると判断していきます。



コンクリートが劣化している箇所を除去し、新たなコンクリートで補修することで、強度や長期の耐久性が保たれます。



コンクリート
補修後

コンクリート補修後は、その上にアスファルト舗装を施工完了となります。

規制期間

○新庄市大字本合海地内(本合海高架橋)
5月12日(月)~12月19日(金)

※今後の気象状況等により変更する場合があります

ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

(※詳しい内容は下記のQRコードを読み取り、新庄国道維持出張所のホームページより「工事規制」をご覧ください。)



「お問い合わせ先」

国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所
〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2
TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396

ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/shiniji/index.html>



QRコードはこちら

